

## 令和7年度農作業安全に係る研修ガイドライン

### 1 趣旨・目標

農業機械作業に関する安全知識等を修得する基礎的な知識等を修得する研修（農業機械作業安全基礎研修）及び熱中症対策に係る研修（熱中症対策研修）並びに未熟練農業者を対象とした専用研修（未熟練者向け安全研修）の実施を通じて、農業者の農作業安全に係る知識の向上を図るものとする。

このうち、少なくとも農業機械作業安全基礎研修及び熱中症対策研修については、今年度内に全国の全ての地域で開催することを目指す。

### 2 研修の種類と対象受講者

- (1) 農業機械作業安全基礎研修：全ての農業者
- (2) 熱中症対策研修：全ての農業者
- (3) 未熟練者向け安全研修：主に、労働者における農作業事故の発生割合が高い経験期間が3年以下の農業者（労働者以外の農業者を含む。）

### 3 実施主体

都道府県段階及び地域段階の農作業安全推進協議会等の推進組織又はその構成組織（当該推進組織が未だ設置されていない場合は、行政機関、生産者団体又は農業機械の製造・販売業者等の個別機関）が実施することを基本とする。

### 4 開催方法

2で示した研修を行う研修会を単独で開催する方法に加え、農業者等が参加する既存の会議、集会、講習会等にこれらの研修の要素を付加した形式で開催する方法など、地域の実情に応じて実施するものとする。

### 5 講師

原則として、（一社）日本農業機械化協会等が実施した研修又は農林水産研修所つくば館が実施している研修を受講した「農作業安全に関する指導者（以下「指導者」という。）」とする。

### 6 指導者と研修とのマッチング

指導者による研修の拡大に向け、以下の手順を参考に指導者と研修のマッチングを行う。前段として都道府県担当課が中心となって都道府県段階の関係機関と協議し、とりまとめを行う機関（以下「とりまとめ機関」という。）を決定する。

- (1) とりまとめ機関は、都道府県内の指導者の情報を整理した「指導者リスト」(参考様式1)を作成し、都道府県内の関係機関と共有する。
- (2) 関係機関は、自ら主催する会議等のうち、農作業安全に係る研修を行いうる会議等を記入した「研修会リスト(参考様式2)」を作成し、「指導者リスト」から選定した指導者に研修への参加を打診し、参加の承諾が得られた場合は、当該指導者と研修内や所要時間等の調整を行う。
- (3) 関係機関は、(2)で作成した「研修会リスト」をとりまとめ機関に報告する。その際、指導者が手当てできなかった場合も「研修会リスト」に指導者を募集中である旨を記入して報告することで、他の指導者からの申出を受けやすくなるようにする。
- (4) とりまとめ機関は、関係機関から報告のあった「研修会リスト」に記載されている研修のうち、関係機関の了解が得られたものについて、とりまとめ機関のホームページ等に公表し、農業者の参加を促す。
- (5) とりまとめ機関が中心となって、年度末までに、研修会リストに掲載すべき会議等の拡大方策、指導者が手当てできなかった会議等の要因と改善策などを整理し、関係機関と共有する。  
※「指導者リスト」及び「研修会リスト」の更新は、四半期ごとなど都道府県の実情に応じて設定。

## 7 研修内容等

### (1) 農業機械作業安全基礎研修

- ① 農林水産省が作成した以下に定める研修資材を活用することを基本とし、現場の実状に即した農作業安全に係る知識の習得を図るものとする。

#### <研修資材>

令和7年度「農作業安全研修実施強化期間 研修資材(基礎研修向け)」  
(以下のリンク先にて10月頃に掲載予定であり、それまでの間に研修を実施する場合は、令和6年度資料を活用)

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/kenshu.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/kenshu.html)

尚、必要に応じて、上記リンク先に掲載されている農作業安全に係る資料を活用すること。

- ② 本研修については、農業者が農作業事故を「自分ごと」と捉え、安全意識を向上させることが重要となるため、以下について留意すること。

ア 事故事例を踏まえた説明をする(県内、地域内の事例があればより効果が期待できる)。

イ 事故の内容とその対策を分かりやすく説明する。

ウ 受講後に農業者が行うべき行動を具体的に説明する。

- ③ 30分程度の講習を行うことを基本とすること。さらに、農業機械作業研修の実施回数を令和6年度よりも増やすことに加え、令和6年度にとりまとめた各都道府県の優良事例（別添）を参考に、以下のとおり研修の充実（シン化）に取り組むこと。

ア 受講人数の拡大（伸化）

農業機械作業研修の受講人数拡大のため、「アンケート等を通じた研修ニーズの把握」を実施し、その内容を今後の研修内容へ反映させることで、研修への関心を高めることや、「オンライン研修の実践」による研修受講人数拡大を実施すること、その他の手法により、研修受講人数の増加に向けた新たな改善策を実施することをいう。

イ 集中力の向上（深化）

農業機械作業研修の受講者の集中力向上のため、「地域の事故事例、改善事例の引用」や「品目等に応じた研修・啓発内容のカスタマイズ」の実施やその他の手法により、研修受講者が「自分ごと」として捉えやすい研修を実施することをいう。

ウ 研修手法の高度化（進化）

農業機械作業研修が「講義を聴く」だけに止まらず、自発的に農作業安全目標を作成し取り組むように促す「対話型研修の実施」や、「農業機械を用いた実践研修の実施」、その他の手法により、実践的な知識や技能の習得を図ることをいう。

- ④ 本研修の受講は、補助金等の受給要件である環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの「正しい知識に基づく作業安全に努める」に該当する研修の一つとして位置づけられていることを説明すること。
- ⑤ 実施主体は、受講者の求めに応じて、受講証明書（参考様式3）を発行すること。

（2）熱中症対策研修

- ① 農林水産省が作成した以下に定める研修資材を活用することを基本とし、現場の現状に即した熱中症対策に係る知識の習得を図るものとする。

＜研修資材＞

令和7年度「熱中症の予防策」（以下のリンク先にて近日公開予定）

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/kenshu.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/kenshu.html)

尚、必要に応じて、以下のリンク先に掲載されている熱中症対策に係る啓発資料・研修コンテンツ等も活用すること。

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/nechu.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html)

- ② 熱中症対策研修については、30分程度の講習を行うことを基本とすること。また、実施回数を令和6年度よりも増やすよう取り組むとともに、以下について留意すること。

ア 熱中症の危険性（死亡するリスクがあること、農作業中の熱中症事故が増加していること）を明確に伝える。

イ 熱中症対策アイテムの積極的な活用を促す。

ウ 必要に応じて、同じ地区で研修を複数回実施することも検討する。

### （3）未熟練者向け安全研修

- ① 農林水産省が作成した以下に定める研修資材を活用することを基本とし、現場の実状に即した農作業安全に係る知識の習得を図るものとする。

#### ＜研修資材＞

労働者向けリーフレット（農作業安全を学びましょう）

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html)

尚、必要に応じて、以下のリンク先に掲載されている農作業安全に係る資料を活用すること。

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/siryo.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/siryo.html)

- ② 農業の知識が少ない受講者が多い場合は、平易な用語を使用するとともに、多くの情報を詰め込み過ぎないように留意すること。

## 8 強化期間

（1）熱中症対策研修実施強化期間：令和7年5月1日（木）～7月31日（木）

（2）農業機械作業研修実施強化期間：令和7年12月1日（月）～令和8年2月28日（土）

尚、各地域の営農形態や既存の対策期間などに応じて期間を変更することを妨げない。